

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

至極尤も 将軍吉宗は大奥の改革にあたり美人の順に50人選んでリストラした。美女は嫁入り口が多いから心配ないと。インドネシアでは地方の実情に合わせ、マンダムは整髪料を1回使い切りの小袋を、味の素も1回使い切りの調味料を売っている。ブリヂストンは創業時、品種、サイズの別なく、「足袋の均一販売」をし、業界トップとなった。自動車税は4月1日時点の持主が納付するので、車を手放すなら3月が良い。結婚は12月がいい。配偶者控除や扶養控除は12月末の現況による。戦時下的英國で空中戦で被弾しても無事帰還した飛行機の無傷の部分を強化することにした。その部分が強固であれば他は被弾しても大丈夫だと。

税務 ミニガイド

令和3年1月1日から12月31までの間に適用される延滞税等の割合は、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については年2.5%の割合、納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後については年8.8%の割合（いずれも、令和2年より0.1%減）が適用されることになります。



ヒントヒント



消費税の非課税取引

□非課税取引

消費税では、国内取引のうち消費税の消費一般に広く公平に負担を求める税の性格からみて課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない一定の取引を非課税取引としています。

ここでは、そのうち主な取引について確認していきましょう。

□土地（土地の上に存する権利を含む）の譲渡および貸付け

土地の上に存する権利とは、地上権、空中地権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいいます。

なお、一時的に使用させる場合等は非課税取引から除かれていますが、これは土地の貸付期間が1月に満たない場合および建物、駐車場その他の施設（テニスコートや野球場など）の利用に伴って土地が使用される場合をいいます。

□郵便切手類、印紙および証紙の譲渡

郵便局や印紙売りさばき所等、一定の場所における譲渡に限られ、郵便切手類等が収集品販売業者等によって収集対象として販売される場合は課税取引となります。

□物品切手等の譲渡

物品切手等とは、商品券、ビール券、図書カード、各種のプリペイドカードなど、物品の給付、貸付けまたは役務の提供に係る請求権を表彰する証書等をいいます。

□住宅の貸付け

住宅とは、人の居住の用に供する家屋または家屋のうち人の居住の用に供する部分をいい、一戸建ての住宅のほかマンション、アパート、社宅、寮なども含まれます。

非課税取引となるのは、契約において人の居住用であることが明らかにされているもの、契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に、その貸付け等の状況からみて人の居住用であることが明らかなものに限られま



○江戸の茶漬文化、上方の粥文化と言われています。江戸時代の庶民は米を炊くのは1日1回だった。江戸では朝6時台に米を炊く。夕食時には相当固くなる。そこで夕食は茶漬けで食べるのが普通になった。上方では米を炊くのはお昼頃。これでは翌朝にはお粥にしなければ食べられないほど固くなっている。そのため、朝はもちろん、夕食もお粥が普通になった。



す。

なお、その貸付けに係る期間が1月に満たない場合、またはその貸付けが旅館、ホテルなど旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合は課税取引となります。

また、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる民泊）も、旅館業法に規定する旅館業に該当するため課税取引となります

□有価証券、有価証券に類するもの、支払手段および支払手段に類するものの譲渡

これらに該当するのは、国債証券、社債券、株券、合同会社等の社員の持分、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権、銀行券、硬貨、小切手などですが、収集品および販売用のものは除かれます。

□その他の非課税取引

公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養またはこれらに類する資産の譲渡等、介護保険法の規定に基づく居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等、社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等、学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等、教科用図書の譲渡などが非課税取引となります。

役員退職金を 支給する時の留意点

法人の役員の退職金の損金算入時期は、どのように考えれば良いのでしょうか。分掌変更や役員への昇格等、整理してみたいと思います。

1.原則的考え方 法人が退職した役員に対して支給する退職金で、その役員の業務に従事した期間、退職の事情、その法人と同業種同規模の法人の役員に対する退職金の支給状況などからみて相当であると認められる金額は、原則として、その退職金の額が確定した事業年度において損金の額に算入します。

2.実務上の留意点 次のようなケースの場合には特に注意して下さい。

①ケース1 退職金の額が具体的に確定する事業年度より前の事業年度において、取締役会で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合でも、未払金に計上した時点での損金の額に算入できません。

額に算入できません。

②ケース2 法人が退職年金制度を実施している場合に支給する退職年金は、その年金を支給すべき事業年度が損金算入時期となります。

3.使用人が役員に昇格した場合等 法人の使用人が役員に昇格した場合において、退職給与規定に基づいて、使用人であった期間の退職金として計算される金額を支給したときは、その支給した事業年度の損金の額に算入されます。ただし、未払金に計上した場合では損金の額に算入されませんのでくれぐれも注意して下さい。

4.役員の分掌変更があった場合の退職金 ①常勤役員が非常勤になったり②取締役が監査役になったり③分掌変更後の役員の給与がおおむね50%以上減少したりしたケースでは、分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に支給された退職金として取扱われます。ただし、課税当局との間で認定上のトラブルが多いので慎重な判断が求められます。また、前記3と同様に未払金処理はNGです。

ナマの税務相談室

Q S県民共済金が被相続人甲の死亡により支払われることになりました。この死亡共済金は甲が甲自身を被共済者として契約しておりましたが、共済金の受取人は「本人」と記載されています。

ところで甲の相続人は、妻と子供2人の3人です。県民共済は相続人3人の代表者を定めて、共済金の請求、受領をするように求めております。そこで、相続人3人は長男を代表者としたうえでこの死亡共済金を受領し、各人の受取り額をどのようにするか決めたいと考えております。この場合の生命共済金の受取人及び受領額は、遺産分割協議書で定める。又は法定相続分で行う。或いは均等額など考えますがいずれが妥当ですか。

A 生命保険契約において保険契約者自身を被保険者、かつ、受取人としている場合の死亡保険金の受取人が誰であるかについては

死亡共済金の 受取人の判定問題

保険契約の性質上、その保険請求権は相続財産にはならず、みなしおおむね50%以上減少したりしたケースでは、分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に支給された退職金として取扱われます。ただし、課税当局との間で認定上のトラブルが多いので慎重な判断が求められます。また、前記3と同様に未払金処理はNGです。

このことは生命共済契約においても同様であり、質問の事例が生命共済契約上の契約者自身が被共済者で、かつ、死亡共済金の受取人とされている場合において、その被共済者の相続人に支払われるときには受取人はその死亡した被共済者の法定相続人であり法定相続分の割合に従って共済金支払請求権を取得するものと解すべきと考えます。

相続税の課税価格計算においても、その法定相続人各人がその法定相続分に応じてその共済金を取得したものとして相続税の申告書を作成すべきものであり、これを遺産分割の対象とすることは出来ないものと考えます。

ナマの税務相談室

自己事業事務所使用 目的でマンション購入

令 和2年10月以後取得の居宅利用可能な住宅については、仕入税額控除の適用が原則的に不可となりました。ただし、建物購入後の3年間において居宅用以外の「課税賃貸用」に供したときは、建物取得に係る課税仕入税額に「課税賃貸割合」を乗じて計算した消費税額を第3年度の仕入消費税額に加算することで、可能になります。

二 ここで注意すべきは、「課税賃貸割合」です。これは、「課税売上割合」の意ではありません。3年後に仕入税額控除できるのは、「課税賃貸割合」の計算が可能なケースのみです。賃貸ではなく、自己事業への供用では、「課税売上割合」が100%でも「課税賃貸

割合」は0%です。

と ところで、マンションを購入して、自己の事務所として利用しているケースは珍しくありません。フローリング仕様なら、居宅利用も事務所利用もそのままで障害なく使用可能です。賃貸利用ではなく、自己事業での利用なので、「課税賃貸割合」は0%です。しかし、「課税売上割合」は100%です。

二 の自己事業事務所での、仕入税額控除の適用が不可になる事は考えられません。それでは、いつ、どういう理由で可能と言えることになるのでしょうか。

二 の場合の仕入税額控除は3年後ではなく、事務所使用物件の購入の課税期間に

於いてです。法令的には、居住用賃貸が可能な建物でも「構造及び設備の状況その他の状況」により、居住用賃貸向けの利用では無い事が状況的に明示されていれば、当初年での仕入税額控除が可とされています。すなわち、自己事業事務所としての必要な設備が整えられている等の状況が確認できれば良いわけです。

3 年間の利用実績の下に「課税賃貸割合」の計算をするのは、個人の場合としては不動産所得に該当する利用の場合であって、事業所得や雑所得に該当する自己事業供用の場合では、物件取得の年における仕入税額控除になります。なお、当初年での仕入税額控除をした後に、当初利用を3年以内に転用変更する場合は、第3年度の課税期間の仕入控除税額調整の計算をする必要があります。これは、従来からある制度です。

清明 4日、穀雨 20日。
ランドセルがカタカタ鳴るのは筆箱か。鉛筆、消しゴム。消しゴムで消せないものか。新型コロナ。

博文が献上したこともある。「一年坊主道草を食うことを知らず 純夫」とぞ見して 文
ランドセルは、幕府の軍隊がオランダ製を導入したのが発祥。大正天皇が学習院初等科入学の際に、伊藤博文が献上したこともある。



そのことはできる、それをやる、と決断せよ。
それからその方法を見つけるのだ。

(エイブラハム・リンカーン)

4月の税務メモ

(国 税)

- 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|--------|-----------------------|
| 12日 | ○3月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○給与支払報告に係る異動の届出 |
| 30日 | ○2月決算法人の確定申告 |
| ク
ク | ○8月決算法人の中間(予定)申告 |
| | ○非課税法人の住民税均等割の申告 |
| | ○軽自動車税の納付 |
| | ○固定資産税、都市計画税の納付 |
| | ○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から) |
- (地方条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。